

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本カーバイド工業株式会社			コード	4064
提出日	2025/5/23	異動（予定）日	2025/6/27		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外監査役（鮎川裕美氏および岡あゆみ氏）の選任議案が付議されるため。				
■独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	吉岡早月	社外取締役	○												○		有	
2	門向裕三	社外取締役	○												○		有	
3	林文明	社外監査役	○									△					有	
4	澤田征洋	社外監査役	○												○		有	
5	鮎川裕美	社外監査役	○												○	新任	有	
6	岡あゆみ	社外監査役	○												○	新任	有	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		吉岡早月氏は、弁護士としての豊富な専門知識を、独立した立場で当社の経営に生かしていただいております。また、多様性に基づく観点から助言をいただいております。当社のコーポレートガバナンスの強化が期待できるため、社外取締役候補者としております。当社は、同氏が当社の社外役員の独立性判断基準及び(株)東京証券取引所が定める独立性基準のいずれにも抵触していないため、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2		門向裕三氏は、㈱日立製作所での自動車関連事業を中心に製品開発、事業運営に携わり、また日立のグループ会社で代表取締役を務めた経験があり会社経営や研究開発について豊富な経験と知見を有しています。当社の議案審議などにおいては、これらの経験と見識に基づいてグループ経営戦略などに関する活発な質問や提言を行っていただいております。当社の経営戦略の遂行に引き続き貢献していただくことを期待できるため、社外取締役候補者としております。当社は、同氏が(株)東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社の独立性の基準にも抵触しないため、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	2021年3月までAGC（株）の業務執行者（執行役員）として勤務しておりました。当社と当社との間には、一部製品販売等の取引関係がありますが、その金額は当社の直近事業年度における年間連結売上高の1％未満であります。	林文明氏は、AGC㈱の元執行役員であり、長年にわたり当社において資材・物流部門を担当されました。この経験や幅広い見識を活かし、監査機能を発揮していただいております。引き続き当社監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役候補者としております。当社は、同氏が(株)東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社の独立性の基準にも抵触しないため、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
4		澤田征洋氏は、ソニー㈱の事業部門で幅広い業務に携わった後、そのグループ会社の監査役としてガバナンス強化に携わっておりました。この経験や見識を生かし、当社監査役としてガバナンス強化等へ貢献いただいております。当社は、同氏が上記役員の属性のいずれにも該当しておらず、また当社の独立性の基準にも抵触しないため、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
5		鮎川裕美氏は、味の素㈱の事業部門で幅広い業務に関わった後、グループ会社の取締役としてコーポレート部門を管掌した経験を有しております。特にコンプライアンス強化に尽力し、多くの経営課題を解決に導いた経験を有していることから、当社監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役候補者としております。当社は、同氏が(株)東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社の独立性の基準にも抵触しないため、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
6		岡あゆみ氏は、公認会計士としての財務・会計に関する豊富な知識を有しております。また、監査法人やベンチャー企業において会計監査やガバナンス体制の構築に携わり、医療機器メーカーでの監査役としての経験も有していることから、当社監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役候補者としております。当社は、同氏が(株)東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社の独立性の基準にも抵触しないため、一般株主との利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。